

運行管理者一般講習に関する受講料助成金申請要綱

一般社団法人山梨県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人山梨県トラック協会（以下「協会」という。）の会員事業者が自動車事故対策機構山梨支所（以下「事故対」という。）及び一般講習認定機関（以下「認定機関」という。）において実施する運行管理者一般講習（以下「一般講習」という。）受講者の受講料の助成に対する必要事項を定めるとともに、会員事業者の運行管理者が受講し易い環境を整え、より多くの受講者を輩出して適正かつ効果的な安全管理業務の向上を図り、もって輸送業務における安全確保に資することを目的とする。

(助成対象一般講習認定機関)

第2条 助成金対象一般講習認定機関は、貨物自動車運送事業輸送安全規則に基づき、国土交通大臣が認定した事故対及び認定機関とする。

(助成資格者)

第3条 助成資格者は、次のとおりとする。

- 2 会員事業者が山梨運輸支局に選任届している選任運行管理者とし、年度内に事故対又は認定機関が行う一般講習を受講した者とする。
但し、上記年度内であっても助成金の予算に達した時点で終了とする。
- 3 会費の滞納がない会員事業者とする。

(助成金額)

第4条 助成金額は、1名当たり3,100円とする。

(助成金申請手続き)

第5条 事業者の助成金申請手続きは、次のとおりとする。

- 2 事故対が実施する一般講習受講者に関する申請は、「運行管理者等指導講習会受講依頼書」（別添様式1）に選任月日等の必要事項を記載し、一般講習受講時に受付へ提出する。
- 3 事故対以外の認定機関が実施する一般講習受講者に関する申請は、
 - (1) 助成金交付申請書（別添様式2）
 - (2) 講習受講申込書の写し
 - (3) 領収書の写し、
 - (4) 運輸支局に届出をしている選任届（県内事業所）の写しを協会に提出する。

(助成金交付の審査)

第6条 協会は、事業者から申請された助成金交付申請書の受付順に請求内容を審査し、交付妥当と認められる講習受講者に対して助成金を交付する。

(その他必要事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、その都度協議して決定・変更する。

(附則)

- 1 平成28年4月1日 制定
- 2 平成29年4月1日 一部改正